最終更新日：2015年10月30日
有機合成薬品工業株式会社
代表取締役社長　伊藤　和夫
問合せ先：取締役管理部門統括　山戸　康彦
証券コード：4531
http://www.yuki-gosei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応え、企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。
当社は、監査役制度を採っており、監査役会は3名（うち社外監査役2名）で構成され、経営に対する監視・監査を行っております。また、コンプライアンスは、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、リスクマネジメント・コンプライアンス推進体制を構築し、全役員・従業員が法令・定款の遵守にとどまらず、良き社会人として誠実かつ適切な行動をするための行動指針・行動規準を定め、その徹底に取り組んでおります。さらに、株主や投資家の皆様に対して、四半期毎の決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示を基本とし、企業の透明性を今後とも高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（1）補充原則１－２－１(株主総会招集通知のTDNET、ウェブでの開示)
株主総会招集通知については、現在、発送前に電子的に公表することはしておりませんが、今後は、発送する前までに当社ホームページで開示するように致します。

（2）補充原則１－２－４(株主総会招集通知の英訳)
現在、当社の外国人持株比率は約3.2%に留まっていることから、株主総会招集通知の英訳は検討しておりません。

（3）補充原則２－５－１(内部通報に独立した窓口)
当社の内部通報制度に係る窓口は、現在、社内窓口だけとなっておりますが、 今後は、より実効的な内部通報制度を整備するため、社内から独立した、外部の顧問弁護士事務所にも窓口を設置することを検討して参ります。

（4）原則４－２及び補充原則４－２－１（取締役の報酬）
取締役の報酬については、今後、業績や企業価値との連動性をより明確にするため、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮し、変動枠部分の扱いを検討して参ります。

（5）原則４－８（独立社外取締役を少なくとも2名以上選任）
当社は平成26年(2014年)6月に、1名の独立社外取締役を選任し、現在に至っています。当該社外取締役は、豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営課題解決に向け的確な助言を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化する可能性があることを考慮し、本原則の趣旨である、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく、早期に2名の独立社外取締役が選任できるように努めます。

（6）原則４－１１及び補充原則４－１１－３(監査役に財務・会計の知見者１名及び取締役会の実効性評価)
現在、当社の監査役の中に財務・会計に関する適切な知見を有する者はおりません。しかしながら、社外取締役1名が公認会計士であり、また、財務・会計に関する適切な知見を有する前監査役が顧問として在籍しており、この両名が適宜、財務・会計に関して意見を述べると共に、必要に応じ助言を行っています。 今後は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を監査役として選任できるように努めます。
また、取締役会の実効性評価については、現時点では実施しておりませんが、まずは取締役会が自己評価を絶えず行い、取締役自らが、取締役会やガバナンス・内部統制がどうあるべきかを常時考えながら工夫する必要があると認識しており、今後は、それを実現するために、取締役及び監査役に対するヒアリングやアンケートの実施を行う等を検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（1）原則１－４
政策保有株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性に係わる条件をすべて満たす範囲で行うことを基本方針としています。
株式の買い増しや処分の要否は、今後の当社の成長に必要かどうか等の観点から、社内の検証を適宜実施した上で、取締役会において審議することとしています。
また、株式の議決権行使は、その議案が当社の保有目的に合致するかどうかに加え、発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上に資するかどうかを総合的に勘案した上で行います。

（2）原則１－７
当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、「取締役会規程」において取締役会の承認事項として定めているほか、毎年決算期末の時点で、すべての役員について、当社と役員またはその近親者等との間の取引の有無を確認し、各役員から「確認書」の提出を受けています。また、当社の主要株主等との取引についても、必要に応じて独立社外取締役から意見を得るなどして慎重に対応しています。
なお、関連当事者間の取引については、「YGKグループ コンプライアンスマニュアル」において、利益相反行為の禁止、関連当事者間の取引におけるアームズ・レングス・ルール等を定めており、その遵守を周知徹底しています。

（3）原則３－１
-1. 当社の経営理念は、当社ホームページでも開示している通り、「私たちはファインケミカルに機軸を置き 叡智と技術を結集した 真の「ものづくり」に挑戦します」と定めています。併せて、経営戦略、中期経営計画は、当社ホームページ(「アナリスト対象会社説明会資料」をご参照)、有価証券報告書で開示しています。
当社ホームページURL：http://www.yuki-gosei.co.jp/ir/index.html

-2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ホームページにおいて開示しています。
当社ホームページURL：http://www.yuki-gosei.co.jp/ir/index.html

-3. 取締役の報酬は、営業利益の水準を元に、従業員の昇給率、勤続年数と言った定量的な要素を考慮して決定しています。ただし、社外取締役の報酬については、同業他社の動向や企業規模等を勘案し、固定給としています。
取締役の報酬を決定するに当たっては、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会で決定しています。

-4. 取締役及び監査役の候補者については、第一に、高い倫理観を有し、その職務遂行に際して善管注意義務や忠実義務を適切に果たすことができる者であることを前提としています。第二に、経営管理や事業運営に関する豊富な経験、知識を有する者であるだけでなく、当社が化学メーカー、ファインケミカルメーカーであり、安全・安心の「ものづくり」を基調としていることから、とりわけ合成技術、生産・品質管理、業務推進・開発、メーカーとしての経営管理全般に長けた人材であることを条件としています。第三に、当社の経営理念に照らし、当社の持続的発展と企業価値向上に貢献する資質を備えている者であることを条件としています。候補者の指名に当たっては、取締役会において、候補者の有する経験、知識及び業績評価を踏まえ、これらの条件を満たすことを確認した上で、候補者の指名を行います。
　社外取締役及び社外監査役については、社外役員としての役割を十分認識しつつ、企業経営、法務、会計、税務、監査等の分野における専門知識や経験を活かして、他の取締役や経営陣の業務執行を監督し、的確且つ適切な意見・助言を行うことのできる者を指名することとしています。

-5. 取締役及び監査役の指名を行う際の個々の指名についての説明は、今後の改選時以降、指名を行う理由を株主総会招集通知で開示するように致します。

（4）補充原則4－1－1
　取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針、重要事項等の業務執行の決定を行うほかは、専ら監督機関として機能しています。
　当社の業績に大きな影響を与える投融資については、取締役会に付議し、その他、法令上委任することが可能な業務執行の決定はすべて、社長を始めとする経営陣に最終決定を委任しています。

（5）原則4－9
　当社ホームページに、「社外役員の独立性判断基準」を開示しています。
当社ホームページURL：http://www.yuki-gosei.co.jp/ir/index.html

（6）補充原則4－11－1
　当社の取締役会は、取締役が5～7名、監査役が3～4名の規模で構成しています。そのうち、社外取締役は1～2名、社外監査役は2名とすることを基本方針としています。
　社外取締役及び社外監査役は、性別を問わず、当社の社外役員選任の考え方や独立性判断基準に基づき選任しております。社外取締役は、コンプライアンス、リスクマネジメント、公認会計士等の多様な専門性を、社外監査役は、弁護士、司法行政の経験者、大手化学メーカーの経営経験者等の高い専門性を有する人材を選任することで、監督的立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しています。
　なお、現在、取締役会出席者8名中3名が社外役員であり、内2名(取締役、監査役各1名ずつ)が当社の定める独立性判断基準を満たす独立社外役員です。

（7）補充原則4－11－2
　社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じ、毎年開示しています。

（8）補充原則4－14－2
　取締役及び監査役の全員に対し、年1回、顧問弁護士事務所による勉強会を実施しているほか、取締役や監査役に就任して間もない役員には、コーポレートガバナンス、内部統制、リスクマネジメントに係わる必要な知見・知識を身に付けてもらうため、セミナーに参加させています。

（9）原則5－1及び補充原則5－1－2
　当社では、IR担当取締役を選任し、IR担当取締役が総務人事部、経営管理室、経理財務部等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連絡・連携を図っています。
　総務人事部にて、個人投資家からの電話照会、ファンドマネジャーからの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト、機関投資家向けに原則、年1回、会社説明会を開催し、社長が説明を行っています。
　当社はB to B企業のため、個人との直接の取引はありませんが、当社製品は最終消費財の一部原料として使われているものも多く、今後は個人投資家向け会社説明会の開催も検討しています。
株主との対話を通じて得られた意見を経営に反映させるため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合には、取締役会に報告しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ニプロ株式会社	4,395,000	20.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,435,000	6.53
ゼリア新薬工業株式会社	918,000	4.18
住友化学株式会社	895,000	4.07
株式会社三菱東京UFJ銀行	816,200	3.71
三菱UFJ信託銀行株式会社	795,000	3.62
大日本住友製薬株式会社	641,000	2.92
株式会社常陽銀行	614,000	2.79
住友商事ケミカル株式会社	535,000	2.43
あすか製薬株式会社	366,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田　啓介	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田　啓介	○	独立役員であります。	会計の専門家であること。 ＜独立役員指定理由＞ 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして いるいずれの判断要素にも該当せず、当社との関係を総合的に検討した結果、実質的にも一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めております。
また、内部監査制度として、独立した監査室を置き、業務の有効性・妥当性等について、審査・評価を行い、社長並びに取締役会に監査結果を報告するとともに、会計監査人及び監査役と連携し、適切な業務の指導に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
濱　邦久	弁護士													
石原　尚文	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱　邦久	○	独立役員であります。	法律の専門家であること ＜独立役員指定理由＞ 証券取引所が独立性を欠くおそれがあるとして いるいずれの判断要素にも該当せず、当社との関係を総合的に検討した結果、実質的にも一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断している。
石原　尚文		―――	他社の取締役・監査役の経験者であること

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

毎期の業績を踏まえ、役員賞与を支給していく予定である。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期に当社の取締役及び監査役に支払われた報酬の額は、取締役6名に対し合計66百万円、監査役3名に対し合計24百万円の総額90百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、現在社外監査役の専従スタッフを配置しておりませんが、取締役会の事務局が取締役会資料の事前配付・説明などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役の業務執行を効率的に行うために、月１回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速・的確な意思決定を行っております。また、経営に関する重要事項については、月１回の社長が指名する取締役及び部署長からなる経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行っております。

監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行っており、また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めております。

会計監査は、監査法人保森会計事務所を会計監査人に選定しており、中間、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けております。当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、小山　貴久氏と渡部　逸雄氏であり、監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. に記載の体制が、適切かつ効率的な意思決定及び経営監視機能が有効に機能すると判断し、採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の出席を賜るためであります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則年1回開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、その他の対外発表情報を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当役員：取締役管理部門統括 担当部署：総務人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、平成8年にISO9002、平成10年にISO9001、平成11年にISO14001を取得しており、現在に至るまで、品質・環境の観点から最新規格に則り、当該部署における業務手順の標準化やPDCAサイクルの運用を行っております。また、当社は60余年に亘り抗結核原薬の生産販売を行っている関係もあり、結核関連の団体への寄付を毎年実施しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議いたしております。内部統制システムとして、取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するために、重要な事項については、経営会議・取締役会で審議いたします。また、社長直轄の監査室を設置し、当社各部署及び当社子会社に対し定期的に内部監査を実施して、社長等への報告を行っております。

「整備状況」
主要なものは、以下のとおりであります。
1. コンプライアンス推進体制の構築
「YGKグループ・コンプライアンス・マニュアル」の制定、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の設置及びコンプライアンス啓蒙教育の実施等

2. リスク管理体制の構築
リスク管理基本規程等の制定、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の設置、同委員会の下に情報セキュリティ・品質・災害等の各リスクについて、対応部署を中心とするワーキンググループを置き、マニュアルの作成・配付及び研修・訓練の実施等

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令を遵守するとともに反社会的勢力に毅然とした態度で臨むなど社会的良識を堅持し、経営理念及び社内規程に従い誠実に行動いたします。

「整備状況」
「YGKグループ・コンプライアンス・マニュアル」に反社会的勢力への対応について行動規準を定め、啓蒙教育の実施に努めております。また、内部統制システムの整備に関する基本方針の中にも、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、誠実に行動することを定めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりであります。

1. 基本方針
当社は、株主・投資家が的確な意思決定を行えるよう、会社業績及び業績に重要な影響を与える情報について、関係法令及び諸規則に基づいて適時・適切な開示に努めることを、事業活動の基本としております。

2. 情報の集約
当社では、取締役会の外、役員及び主要部署長で組織される経営会議を原則として月に1回開催し、各担当業務遂行に係る重要事項の協議・報告を行っており、これらを通じて取締役会の決定事項はもとより、日常の業務遂行における情報の共有化・点検を行っております。

3. 情報の管理
取締役のうち、管理部門統括取締役を情報管理担当取締役とし、また、各部署長を情報管理責任者とし、内部情報の管理を徹底するとともに、情報開示に該当すると懸念される事項については全て管理部門統括取締役に報告・照会することとし、適時開示に必要な情報の集約・管理を図っております。

4. 情報開示体制
上記により集約された情報は、社内関係部署が連携し、「決定事実」については、取締役会決議・決定が行われた時点、また、「発生事実」については、その発生を認識した時点で速やかに情報開示を行う体制となっております。

【コーポレートガバナンス体制】
以下に記載の模式図をご参照ください。

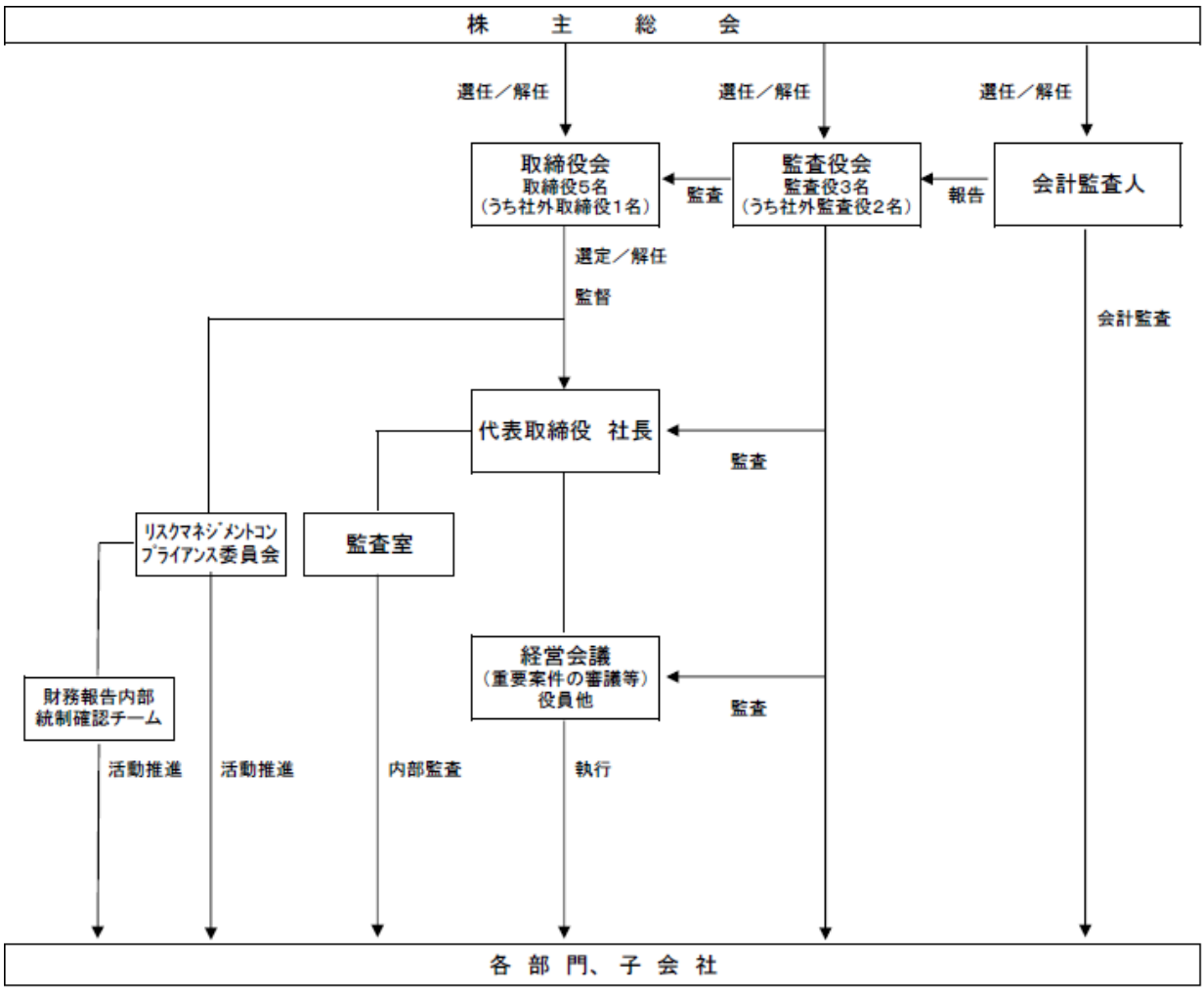
株　主　総　会
選任／解任
選任／解任
選任／解任
取締役会
取締役5名
（うち社外取締役1名）
監査
監査役会
監査役3名
（うち社外監査役2名）
報告
会計監査人
選定／解任
監督
会計監査
代表取締役　社長
監査
リスクマネジメントコンプライアンス委員会
監査室
経営会議
（重要案件の審議等）
役員他
監査
財務報告内部統制確認チーム
活動推進
活動推進
内部監査
執行
各　部　門、子　会　社